

## 江別市子どもの権利条例

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考えていきます。

私たちは、江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと、すべての子どもを権利を持つ主体として尊重します。

そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する者、若しくは通学又は通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又はその他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (4) 子ども関係施設 保育所、認定こども園、児童館、学校など、子どもが育ち、学ぶ場となる施設又は事業を行う者をいう。

## (基本理念)

第3条 全ての子どもは、一人の人として尊重され、次の四つの原則のもと、健やかに育つ権利を有する。

- (1) 差別の禁止
- (2) 子どもの最善の利益

- (3) 子どもの生命と成長の保障
- (4) 子どもの意見の尊重
- 2 市、保護者、市民及び子ども関係施設等、子どもに関わる全ての者は、子どもの多様性を認め合い、協働して子どもの権利を守り支えるまちの実現に取り組むものとする。
- 3 市は、子どもが日々の生活、学び及び体験を通じて健やかに成長できる地域社会をつくるため、子どもの最善の利益を第一に、子ども・子育て支援施策を総合的かつ着実に推進する。
- 4 市、子ども、保護者、市民及び子ども関係施設等、子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無その他の個性や違いを理解し、尊重し合うものとする。

## 第2章 子どもの権利

### (安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きるため、次のことが保障される。

- (1) 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすこと。
- (2) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。
- (3) 愛情と理解を持って育まれること。
- (4) 性別、年齢、国籍、文化の違い、障がいの有無などを理由とした、あらゆる差別を受けないこと。

### (自分らしく成長する権利)

第5条 子どもは、自分らしく生き、成長するため、次のことが保障される。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 家族と一緒にいることができ、大切に育てられること。
- (3) 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けないこと。
- (4) 好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されること。
- (5) 多様な人や考え方との出会いや交流が得られ、自分を理解し、成長できる環境が整備されること。
- (6) プライバシーが保護されること。

### (守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるため、次のことが保障される。

- (1) 暴力、虐待、いじめ、体罰その他の子どもの品位を傷つけ、又はその心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動（以下「暴力等」という。）から保護されること。
- (2) 権利の侵害を受けたときに適切かつ迅速に支援及び救済を求めること。
- (3) 必要な情報や知識を得ること。
- (4) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

### (意見や考えを表明し、参加する権利)

第7条 子どもは、自分の意見や考えを表明し、自分に関わりのあることに参加するため、次のことが保障される。

- (1) 必要な情報を得て、意見や考えを表明できること。
- (2) 表明した意見や考えが尊重されること。

- (3) 自分に関わりのあることの決定又はその過程に参加できること。
- (4) 多様な社会的活動に参加できること。
- (5) 友達や仲間と集まることができること。

(子ども相互の権利尊重)

第8条 子どもは、自らの権利を享受する主体であるとともに、他の子どもの権利を尊重するものとする。

### 第3章 市の責務並びに保護者、市民、子ども関係施設の役割

(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利の保障に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、保護者、市民及び子ども関係施設がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 保護者は、子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもが社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとする。

(子ども関係施設の役割)

第12条 子ども関係施設及びその関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、**子どもの権利の保障に努めるものとする。**

**2 子ども関係施設及びその関係者は、市が実施する子どもの権利の保障に関する施策に協力するよう努めるものとする。**

**3 子ども関係施設及びその関係者は、子どもが社会的活動に参画する機会の確保に努めるものとする。**

**4 子ども関係施設及びその関係者は、子どもの意見や考えを聴き、これを尊重して施設の運営を行うよう努めるものとする。**

**5 子ども関係施設及びその関係者は、子どもの権利について子どもに周知を図るとともに、子どもからの相談に対応する体制を整備するよう努めるものとする。**

**6 子ども関係施設及びその関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとする。**

### 第4章 子どもの権利の保障に関する施策等

(相談体制の整備)

第13条 市は、子どもが権利を侵害されたと感じたとき又は不安や悩みを抱えたときに、安心して相談でき、秘密が守られ、適切な支援につながるよう、子どもが相談しやすい

い窓口を整備するものとする。

(子どもの意見表明等)

第14条 市は、**大人とともにまちづくりを担う**子どもが必要な情報を得て意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、その意見がどのように考慮されたかについて子どもが理解できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、子どもが意見を形成し、又は表明するために必要な支援を行うものとする。

(広報活動及び支援)

第15条 市は、子どもの権利について、子どもが理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動に努めるとともに、これを学習するための必要な支援を行うものとする。

2 市は、子どもの権利について、保護者、市民、及び子ども関係施設その他子どもに関わる全ての者が、理解を深められるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(多様な個性を育むための環境整備)

第16条 市は、**全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる環境整備その他必要な措置を講ずるものとする。**

## 第5章 子どもの権利救済委員会

(救済委員会)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するため、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

2 救済委員会の職務は、次のとおりとする。ただし、**調査を行うことが適当でない場合として規則で定める要件に該当するときは、調査を行わないものとする。**

(1) 子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査及び調整を行うこと。

(3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会の委員（以下「委員」という。）は、3人以内とし、子どもの権利に関する優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、**救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるときや職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、第3項の規定による委嘱を解くことができる。**

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関する必要な事項は、規則で定める。

(救済委員会の尊重)

第18条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、

これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置について、救済委員会に報告するものとする。

(救済委員会への協力)

第19条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、協力しなければならない。

2 市の機関以外の子ども関係施設は、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとする。

(子どもの権利相談員)

第20条 救済委員会の職務の遂行を補佐するため、江別市子どもの権利相談員を置く。

## 第6章 施策の推進

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが主役のまちづくりを進めるため、**行政の担当や役割の枠を超えて、子どもの権利に関する必要な施策を総合的に推進するものとする。**

2 市は、この条例の施行状況及び子どもの権利に関する施策の推進状況について、江別市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第34号）で定める江別市子ども・子育て会議に報告し、意見を求めるものとする。

3 市は、子ども・子育て会議から提出された意見を踏まえ、必要に応じて施策等に反映させるものとする。

## 第7章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。